

議案第106号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年12月17日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年12月17日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

- | | |
|-----------|--|
| 1 財産の種類 | 物品（三朝町「三徳局」移動通信用無線設備） |
| 2 設置場所 | 東伯郡三朝町大字三徳字観音院980の1地内 |
| 3 契約の相手方 | 広島県広島市中区胡町4番21号 KDDI株式会社 広島エンジニアリングセンター エンジニアリングセンター長 鈴木明弘 |
| 4 契約金額 | 14,338,800円 |
| 5 設置期限 | 平成16年12月25日 |
| 6 契約締結の方法 | 随意契約 |